

令和4年度

事業計画書

自：令和4年4月 1日

至：令和5年3月31日

社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会

令和4年度事業計画書

1 基本理念

『全ての住民が、健やかに安心して暮らせるまちづくり』

2 基本方針

少子高齢化の急速な進行や過疎化、経済情勢の変化により、地域の生活課題はますます複雑かつ多様化しています。

新型コロナ感染の収束が見通せないなか、感染対策を図りながら住民の置かれている状況やニーズに応じて、地域を巻き込みながら生活課題の解決に向け、全ての住民が住み慣れた地域で一人の人間として尊重され、お互いに助け合いながら自立した生活ができる福祉社会の実現に向けて事業展開を図ります。

本会事業の柱である介護保険事業については、厳しい運営状況が続いており、事業規模、事業内容等を見直し、持続可能な経営を図ります。

地域福祉活動の中核として社会福祉協議会の果たす役割はますます増大してきております。今年度も基本目標である

1. 地域の住民で支え合うまちづくり
2. 安心して暮らせるまちづくり
3. みんなで学び活動の輪を広げるまちづくり
4. 地域福祉活動を支える基盤づくり

を基に、関係機関との連携を深め、ボランティアをはじめ広く住民の参加を得ながら、人と人との絆や地域の助け合いのシステムを構築し、「全ての住民が、健やかに安心して暮らせるまちづくり」に向けて事業を実施して参ります。

3 重点目標

(1) 組織基盤の強化

社会福祉協議会の事業を効果的に実施するため、事業所間の連絡調整の強化、行政をはじめ関係機関との連携を密にする。経営執行機関としての理事会、事業や会計を監査する監査会、議決機関としての評議員会の法人組織運営の基盤を強化し、地域の生活課題やニーズに対応できる機能の強化をめざす。

(2) 在宅福祉サービスの充実

できるだけ在宅で生活できるよう在宅介護サービスの充実に努めるとともに、様々な福祉サービスと一体となったサービスを提供することにより、在宅生活を支援する。

(3) ボランティアの発掘育成

社会福祉の担い手として、公私の社会福祉関係者とともに、住民・ボランティアが主体的に参加できるような体制を作る。

(4) 持続可能な介護保険事業の経営

介護保険事業全体の経営状況は年々厳しさを増しているなか、将来を見据え、事業状況を分析し、持続可能な形態を模索していく。

4 実施事業

1 組織運営

社会福祉協議会の事業が円滑に実施されるよう、理事会・評議員会をはじめとする各種会議や、関係機関との連携及び組織内の連絡調整を図り、法人組織基盤の強化を目指す。

- (1) 組織運営のための会議の開催等
 - ① 会長・副会長会議の開催（随時）
 - ② 理事会の開催（年5回予定）
 - ③ 評議員会の開催（年2回予定）
 - ④ 監査会の開催（年4回）
 - ⑤ 経営部会の開催（必要に応じて）
- (2) 組織管理及び職員体制の整備
 - ① 苦情解決体制の整備
 - ② 自己評価による評価、改善
 - ③ 職員研修の計画的な実施
 - ④ 個人情報保護体制の整備
 - ⑤ 介護福祉士等資格取得支援制度の実施
 - ⑥ 介護報酬改定に伴う職員の処遇改善

2 地域福祉活動事業のための基盤強化

各種地域福祉活動を実施するために、社協会費や寄付金、共同募金事業により財源を確保し、活動のための基盤強化を図る。

- (1) 社協会費の確保・充実
 - 社協の地域福祉活動の基本的な財源である社協会費の確保・増強を図るため、町民会費等の確保に努める。
- (2) 共同募金運動推進事業
 - 民間団体の貴重な活動財源である共同募金運動に対して、共同募金委員会を組織し、赤い羽根共同募金運動の活動を行う。

3 小地域の見守り活動の推進及び住民支え合い事業

地域のひとり暮らし高齢者や障害者などの世帯を対象に、住民自らが主体的に見守りや声かけ活動を行い、様々な住民による重層的な地域のネットワーク活動の推進を図る。

- (1) 緊急通報システム「福祉安心電話」サービス事業見守り活動
緊急時の通報システムである福祉安心電話サービス事業の登録された設置世帯の近隣等の協力員を中心にして見守りや声かけ、緊急時の訪問活動を行う。
- (2) 老人クラブ会員によるふれあい訪問及び見守り活動
地域の福祉人材である老人クラブ会員による、ふれあい訪問や見守り活動により、老人クラブ会員の地域社会への参加促進を図る。
- (3) 生活困窮者基盤づくり事業（町受託事業）
地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図るため、ボランティアによる訪問・見守り活動を行う協力員を配置し、地域全体で支える基盤づくりの構築を図る。
- (4) ふれあいサロン活動への支援
対象地区を選定し、地域住民の自主的な運営のために、必要な情報の提供や助言を行う。
- (5) 介護講座の開催
介護知識や技術を広めるため、体験型の介護講座を開催する。
- (6) 生活支援体制整備事業（町受託事業）
コーディネーター配置等を通じて、地域で高齢者のニーズと社会資源のマッチングを行うことにより、生活支援サービスの充実を推進する。

4 当事者の社会参加の推進

当事者同士の交流を図り、社会参加の推進を図る。

(1) ひとり暮らし高齢者昼食会（共同募金配分事業）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に留意するため、概ね75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、弁当の配達を行い、合わせて安否・健康状況の観察を行うことで孤立感の解消を図る。年6回開催予定

(2) 福祉団体育成事業

当事者組織の各種福祉団体に対して、自主・自発的運営を支援する。

- ①老人クラブ連合会及び単位老人クラブ
- ②障害者福祉会
- ③母子寡婦福祉会

5 相談、生活支援体制の充実

日常生活の各課題等に対して、支援することで、生活の安定を図る。

(1) 心配ごと相談事業

地域住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や専門相談機関への紹介等により問題解決を図る。

(2) 配食サービス事業

町からの受託事業である「食」の自立支援事業や日常生活支援総合事業の対象にならない世帯等に対して、状況に応じて実施する。また、年末には、おせち料理の配食を実施する。

(3) 移送サービス事業

公共交通機関を利用して通院が困難な高齢者や障害者に対して、通院のための移動を支援する。

(4) 障害者移動支援事業（町受託事業）

町からの委託により、車と利用者によっては介助者を派遣し、障害者に対して外出支援を行う。

- (5) 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）
判断能力の充分でない方に対して、日常の金銭管理等の支援を行う。
基幹的社協（青森市社協）との契約により実施
- (6) たすけあい資金貸付事業
一時的に生活に困窮したり緊急に必要なときに、3万円を限度額として貸付を行う。
- (7) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）
県社会福祉協議会からの委託により、低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、資金の貸し付けを行う。
- (8) 除雪サービス事業
高齢者のみ及び障害者世帯等に対し、職員やボランティア行政等の協力により除雪を行う。
- (9) 出産お祝い事業（共同募金配分事業）
町内に住所を有する満1歳未満のお子さんを養育する保護者に対して紙おむつを支給し、新しい町民の出生を祝福する。

6 ボランティア活動の育成・支援

ボランティア活動者を支援し、住民参加の福祉活動の推進を図る。

- (1) ボランティアセンター設置事業
社協事務局内にボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する相談に応じるとともに、ボランティアとして登録、名簿の作成、ボランティアニーズがある場合に、活動のあっせんを行う。
- (2) ボランティア研修事業
各種ボランティアの研修会を行う。
- (3) ボランティア推進校事業（共同募金配分事業）
町内の小学校、中学校（4校）をボランティア推進校として指定し、活動を通じて、社会福祉に関心を持ってもらい、ボランティア精神の

醸成を図る。

- (4) ボランティア活動保険への加入促進
ボランティア活動者が安心して活動するための環境整備の一環としてボランティア活動保険の費用を助成し、加入促進を図る。

7 介護保険事業等の経営

介護保険事業や障害福祉サービス事業の充実、質の向上を図るとともに、法令遵守に努め、健全な経営を図る。

- (1) 居宅介護支援事業
介護が必要な方へのマネジメントを提供する。また、在宅介護を支援するために在宅介護支援センターを受託し、きめ細かく相談に応じる体制を整備するとともに、地域包括支援センターからの受託により、介護予防プランを作成する。
- (2) 通所介護事業
蟹田通所介護事業所においてデイサービスの提供を行う。また、在宅介護を支援するために、必要に応じて時間延長サービスを実施する。併せて、予防通所介護及び生きがいデイサービス事業も実施する。
- (3) 訪問介護事業
効率的な管理とサービスの質の向上に努め、できるだけ在宅生活を継続できるよう支援する。また併せて、予防訪問介護も実施する。
- (4) 特別養護老人ホーム「あんじんの郷」
特別養護老人ホーム「あんじんの郷」は定員30名のユニット型個室の入所施設として、利用してくださる一人一人の尊厳を守り、利用してよかったと思ってもらえる施設を目指し日々サービスの向上に努める。生活保護世帯も入所できるよう法人減免を実施する。
- (5) 短期入所生活介護事業
特別養護老人ホーム「あんじんの郷」併設で短期入所生活介護事業所として、短期入所生活介護（ショートステイ）の提供を行う。
入所定員6名。併せて、予防短期入所生活介護も実施する。

(6) 障害福祉サービス事業

① 居宅介護、重度訪問介護

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの提供を行う。

② 移動支援事業の実施（町受託・再掲）

屋外での移動に困難がある障害者等について、外出のための支援を行う。

8 高齢者生活福祉センター等の管理運営

外ヶ浜町平館高齢者生活福祉センター「やすらぎの郷」並びに在宅介護支援センター「かくしゃく」の管理運営

居住部門10室 ミドルステイ1室

9 指定管理者施設の管理運営及び受託事業の実施

指定管理の協定をした「蟹田在宅介護支援センター等」の管理運営を行うとともに、各種委託事業を実施し住民サービスに努める。

(1) 外ヶ浜町蟹田在宅介護支援センター等の指定管理

蟹田地区の在宅介護支援センター及びデイサービスセンターの管理運営を行う。

(2) 「食」の自立支援事業・日常生活支援総合事業（町受託）

町からの委託により、ひとり暮らしの高齢者等食事の困難な方に対して、栄養のバランスのとれた食事の提供を配食により行うとともに、併せて安否確認を行う。（週3回上限） 蟹田地区、平館地区で実施。

(3) 生活困窮者基盤づくり事業（町受託・再掲）

(4) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託・再掲）

(5) 介護予防サービス計画作成等事業（町受託）

・居宅介護支援事業所で実施

(6) 生活支援体制整備事業（町受託・再掲）

10 啓発・広報事業

住民に対する福祉情報の発信源として、情報を知らせていくとともに、啓発事業を通じて福祉の心の醸成に努める。

(1) 広報紙の発行

社会福祉協議会の活動や福祉に関する情報を提供するため、広報紙を発行し、全世帯へ配布する。(年4回)

(2) ホームページによる社協の紹介、啓発事業

透明性のある運営を図るため、積極的にホームページで情報公開を行い、あわせて啓発活動を行う。

(3) 町健康まつりへの協力

町健康まつりへ協力し、社協の紹介や事業活動のPRを行う。

(4) 第16回外ヶ浜町社会福祉大会の開催

町民へ福祉の啓蒙普及を図るため、標記大会を開催する。